

## 個人応募 募集期間延長

### 平成23年度 JEES奨学金・一般奨学金 募集・推薦要項 (大学用)

#### 財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、奨学金事業の充実のため、民間企業や個人の方々にご寄付を呼びかけ、これらの寄付金を基金として、その果実等を奨学金の運用に供しており、「平成23年度 JEES奨学金・一般奨学金」(以下「奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

#### 記

#### 1. 目的

この奨学金は、日本の大学・大学院において、学業、人物ともに優秀な私費外国人留学生に対して、奨学金を支給することによって、経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

#### 2. 応募資格

私費外国人留学生で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 平成23年4月現在において、日本の大学学部正規生2～4年生(医・歯・獣医学部は2～6年生)、及び大学院正規生として在籍(予定含む)する私費外国人留学生
- (2) 学業成績優秀者(前年度(2010年度)の成績評価係数2.60以上)

「成績評価係数の算出方法」(小数点第3位を四捨五入)

下表により[成績評価ポイント]を算出し、計算式に当てはめて計算

成績評価					
4段階評価(パターン1)		優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)		A	B	C	F
4段階評価(パターン3)		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

「計算式」

$$\frac{([\text{評価ポイント3の単位数}] \times 3) + ([\text{評価ポイント2の単位数}] \times 2) + ([\text{評価ポイント1の単位数}] \times 1) + ([\text{評価ポイント0の単位数}] \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

なお、成績評価係数で表すことができない場合は、各レベル毎の成績評価係数相当以上で特に成績が優秀と認められる者であること。

- (3) 他から受けている奨学金等受給月額合計が、60,000円以下であること
- (4) ボランティア活動や国際交流活動等の実績、またはこれら活動への意欲のある者
- (5) 大学の長の推薦を受けることができる者

#### 3. 募集人数

平成23年度は、35名程度(昨年度33名)とする。

#### 4. 奨学金月額

奨学金月額は、30,000円とする。

#### 5. 奨学金支給期間

支給期間は、平成23年4月より平成25年3月までの2年間とする。

ただし、大学等における在籍期間中に限る。

## 6. 推薦方法

- (1) 奨学金に応募する者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を、在籍大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、応募者が2に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、7に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。  
なお、**推薦人数は、1大学につき1名まで**とする。

## 7. 推薦書類

- (1) 願書（別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。） 1通
- (2) 応募者の写真（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。） 1葉
- (3) 応募者推薦書（別紙様式2） 1通
- (4) 成績証明書 1通

## 8. 推薦締切日

**留学生交流課受付〆切 平成23年5月16日（月）\*応募者多数の場合は学内で書類選考する。**  
~~平成23年5月25日（水）まで（必着）とする。~~ なお、提出書類は一切返却しない。

## 9. 選考及び結果の通知

理事長は、6の(2)により推薦された者について、本協会に設置する選考委員会に諮り受給者を決定し、平成23年6月中旬を目途に、大学を通じて通知する。

## 10. 奨学金の支給等

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

## 11. 注意事項等

- (1) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
  - ア. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
  - イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (2) 受給期間中に、大学を休学、長期欠席、留年又は退学した場合は、奨学金を打ち切る。
- (3) 受給期間中に、在籍大学で懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合等は、途中で奨学金を打ち切ることがある。
- (4) 受給者は、受給期間中の学習・研究状況等を別に定める様式により、学年進行又は卒業(修了)の3月末に在籍大学を通じて、理事長に報告しなければならない。

## 12. 個人情報の取扱いについて

収集した個人情報については、奨学金の募集・選考等のために使用し、その他の目的には使用しません。

## 13. 書類の提出・問合せ先

財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課  
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29  
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5232  
Mail: [ix@jees.or.jp](mailto:ix@jees.or.jp)

募集要項及び申請書類は留学生交流課事務室(留学生センター2F)  
にあります。